ハト・カラスへの給餌は
お控えください

エサを与えることで、ハト・カラスは人間がエサをくれるものだと思い、人を恐れずに都市に営巣します。

ハトは帰巣本能が高く、また、カラスは縄張り意識が強く、エサがもらえる場所付近に住み着き、ごみを漁ったり、同一場所での糞害などの周辺生活環境の悪化を招く原因となります。

このようなことから・・・。 大阪市では、

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」 により、

「はと、からすその他の動物に餌を与えた者は、餌又は動物のふん尿その他の汚物、毛若しくは羽毛が飛散し、又はふん尿その他の汚物による臭気が発散しないよう、**清掃を行う等の必要な措置を講じなければならない。**」と**生活環境の清潔保持が義務付けられています。**

義務違反により生活環境を著しく阻害している場合には、「指導・勧告」、「改善命令」、「過料処分」の対象となります。

大阪市環境局、　　区保健福祉センター（　　）

周辺住民の迷惑となりますので、ハト・カラスへの給餌はやめましょう！

「動物の愛護及び管理に関する法律」において、給餌等に起因して周辺の生活環境が損なわれている場合、行政による指導、助言、報告徴収、立入検査等が規定されています。

「給餌等に起因して生活環境が損なわれている事態」 とは

・頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
・飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
・動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
・多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の発生





周辺住民の日常生活に著しい支障
かつ
周辺住民の間で共通の認識



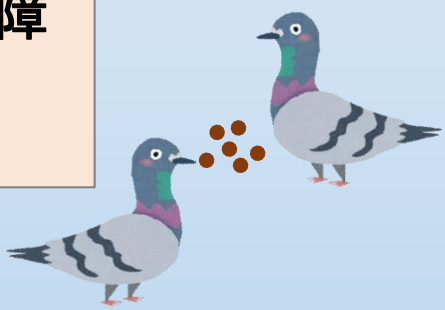

法に基づく指導を行います

指導・助言
(第25条第1項)

勧 告
(第25条第2項)

命 令
(第25条第3項)

警察に告発

50万円
以下の罰金
(第46条の2)

大阪市健康局、　　区保健福祉センター（　　）